

2020年2月5日

各 位

会 社 名 株式会社フェローテックホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 山村 章  
 (JASDAQ・コード6890)  
 問合せ先 執行役員 IR室長 佐藤 昭広  
 (電話 03-3281-8186)

第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の  
 払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年1月17日開催の当社取締役会において決議がなされた第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行に関して、本日払込が完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債の詳細につきましては、2020年1月17日付で開示いたしました「第三者割当により発行される第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権付社債の概要

(1) 払 込 期 日	2020年2月5日（以下「本払込期日」という。）
(2) 新株予約権の総数	49個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(4) 当該発行による潜在株式数	3,935,600株
(5) 調達資金の額	3,734,976,000円（差引手取概算額：3,704,976,000円）
(6) 行使価額又は転換価額	1株当たり949円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
(8) 割 当 先	IXGS Investment I, L.P.
(9) そ の 他	当社は、割当先との間で2020年1月17日付で締結した引受契約（以下「本引受契約」という。）において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意している。なお、本新株予約権を割当先に割り当てる日は2020年2月5日である。 (1) 割当先は、2020年2月6日から2021年2月4日までの期間は、本新株予約権を行使できない。 (2) (1)にかかわらず、①当社の2020年3月期以降の各年度の半期（毎決算期間を最初の6か月とその翌日から決算期末までに区分した各期間をいう。以下同じ。）の決算に係る連結の損益計算書に記載される営業損益が2期間連続で損失となった場合、②当社の2020年

3月期以降の各年度の半期の決算の末日における連結の貸借対照表における為替換算調整勘定による調整前の純資産の部の金額が、当該半期の決算の直前の決算期の末日又は2020年3月期に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における為替換算調整勘定による調整前の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が本払込期日において満たされていないことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できる。

(3) 当社は、本払込期日から2021年2月4日（当日を含む）までの間、割当先の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、株式又は新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式（以下「株式等」と総称する。）を発行、処分又は付与（以下「発行等」という。）（当社役員を割当先とするストック・オプション又は譲渡制限株式を発行する場合を除く。以下同じ。）を行ってはならず、また、2021年2月5日（当日を含む。）以降、株式等の発行等を行うことを企図する場合で、当該株式等の発行等に係る累積株式希薄化率（注）が15%以上となる場合には、割当先の事前の承諾（但し、かかる承諾は不合理に留保、遅延又は拒絶されないものとする。）を得ることなく当該発行等を行うことはできず（但し、当社の発行済株式の総数に対する割当先が保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の割合が2%未満である場合を除く。）、また、当該第三者との間で当該株式等の発行等に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行等の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、割当先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該条件にて当該株式等の発行等を行う。

(注) 累積株式希薄化率(%) =  $100 \times A/B$

A=ある株式等の発行等の日（当日を含む。）から遡って1年目の日以降に発行等が行われた株式等に係る当社の普通株式の数（潜在株式数を含む。なお、当社の普通株式に転換又は交換できる株式等については、当該発行等が企図されている株式等の発行等の日における転換価額又は交換価格その他の基準価格により転換又は交換されたものとして潜在株式数を計算する。）の合計数

B=ある株式等の発行等の日（当日を含む。）から遡って1年目の日における当社の発行済株式の総数

(4) 当社及び割当先の義務として、相手方当事者の事前の書面による同意なく、本引受契約上の地位若しくはこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を譲渡その他の方法により処分してはならず、又は承継させてはならない。

(5) 当社は、割当先の事前の書面による同意なく、上海申和熱磁電子有限公司、杭州大和熱磁電子有限公司、杭州中欣晶圓半導體股份有限公司及び寧夏銀和半導體科技有限公司が当社の子会社に該当しないこととなる当該子会社の持分の処分又はこれと同等の経済的効果を

	<p>有する同子会社の事業の全部又は一部の譲渡若しくは会社分割その他の行為を行わず、また、当該行為を第三者をして行わせず、その他当該行為に対する承認等を行わない。</p> <p>(6) 割当先が、本新株予約権付社債を譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。</p>
--	--

以 上